

# 広報 たいとう

令和6(2024)年

11月5日

No.1360

毎月5日・20日発行



令和6年12月2日(月)から  
マイナンバーカードと健康保険証が一体化されますが  
**お手元の保険証は有効期限まで使えます。**

破棄しないようご注意ください。



後期高齢者医療制度 (75歳以上)

**最長令和7年7月31日**

まで使用可能

令和6年12月2日(月)以降、保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の発行が終了します。

▷問合せ

広域連合お問合せセンター

TEL 0570-086-519

(土・日曜日・祝休日・年末年始を除く  
8:30~17:00)



詳しくは[こちら](#)



台東区の国民健康保険 (0~74歳)

**最長令和7年9月30日**

まで使用可能

令和6年12月2日(月)以降、保険証、高齢受給者証の発行が終了します。

▷問合せ

台東区国民健康保険コールセンター

TEL 03-5539-3430

(土・日曜日・祝休日・年末年始を除く  
9:00~17:00、令和7年1月15日(水)まで)



詳しくは[こちら](#)

マイナ保険証\*を持っている方には、  
令和7年夏ごろ 「資格情報のお知らせ」 を  
交付予定です。

マイナ保険証による医療機関等の受診が基本となります。

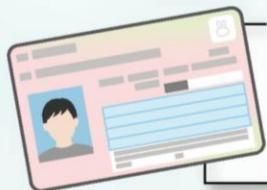
マイナ保険証が読み取れない場合などに、資格情報を確認するための「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と合わせて医療機関窓口に提示することで、受診できます。

\*マイナ保険証 保険証として利用登録をしているマイナンバーカード

マイナ保険証を持っていない方には、  
令和7年夏ごろ 「資格確認書」 を  
交付予定です。

「資格確認書」を医療機関窓口に提示することで、受診できます。

※令和6年12月2日(月)以降、住所の変更や保険の種別(国保から社保、社保から国保など)変更、保険証の紛失等があった場合は、交付時期が異なります。



マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには利用登録が必要です

▷問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178



厚生労働省 HP  
「マイナンバーカードの  
健康保険証利用方法」

▷問合せ 後期高齢者医療制度に関すること 国民健康保険課後期高齢者医療係 TEL 03-5246-1254  
台東区の国民健康保険に関すること 国民健康保険課資格係 TEL 03-5246-1252

※社会保険に加入している方は各保険者にご確認ください。